

## ウエイズ駆けつけネット利用規約

### 第1条（ウエイズ駆けつけネット利用規約について）

- (1) ウエイズ駆けつけネット利用規約（以下「本規約」といいます。）は、ウエイズトヨタ神奈川株式会社（以下「当社」といいます。）のお客様に対して提供する「ウエイズ駆けつけネット」（以下「本サービス」といいます。）に関する事項を定めたものです。
- (2) 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、サービス期間中であっても本規約を変更する場合があります。この場合、本サービスの利用条件は、変更後の本規約を適用するものとします。
  - ① 本規約の変更が利用者の一般の利益に適合するとき
  - ② 本規約の変更が、本サービスの目的に反するものではなく、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性及び合理性があるときまたその場合、当社ウェブサイトにて変更内容や効力発生日をお知らせします。

### 第2条（本サービスの内容）

- (1) 本サービスは、利用者(第4条で定義します)において車両事故・故障が発生した際、利用者の要請にもとづいて、事故・故障現場に当社の緊急対応スタッフ（以下「緊急対応スタッフ」といいます。）が駆けつけるサービスです。
- (2) 当社は、神奈川県内で発生した事故・故障の場合に本サービスを提供します。当社社員によるサービス提供は当社営業時間内（当社 HP 記載の営業日の 10 時～18 時の間とします。）に当社所定の事故・故障受付センター、もしくは当社の担当営業所にご連絡いただいた場合に限りです。当社営業時間外については、当社の提携業者が本サービスを提供します。なお、当社営業時間内においても提携業者が対応する場合があります。
- (3) 本サービスにおいて、緊急対応スタッフが行う内容は以下のとおりです。
  - ① 救急車の手配サポート
  - ② 警察への連絡サポート
  - ③ レッカー手配のサポート、事故・故障車両の移動、修理の助力
  - ④ その他、お困りの点についてのヒアリング
- (4) 前項にかかわらず、緊急対応スタッフは以下の対応は行わないものとします。
  - ① 示談交渉・事故の過失割合についての見解の表明
  - ② 救急車への同乗
  - ③ 金銭の立替
- (5) 第2号に基づき提携事業者が対応する場合には、サービスの内容は、提携事業者の提供しているサービス内容となります。サービス内容については提携事業者にご確認ください。

### 第3条（本サービスの対象車両）

- (1) 本サービス提供の対象車両は、当社にて購入いただいた車両（レクサスはオーナーズデスクで対応するため対象外）とします。
- (2) 前項の定めにかかわらず、他社で購入した車両に関しても、自動車保険証券（写）にて事前に当社へ情報登録いただくことにより、本サービスの提供車両となるものとします。（但し、BMW、MINI、VW 以外の外国製自動車、当社で販売していない大型貨物車等、一部サービス提供できない車両もあります。）

### 第4条（本サービスの利用者）

- (1) 本サービスを利用できる者（以下「利用者」といいます。）は、以下のいずれかに該当する者とします。
  - ① 対象車両の運転者
  - ② 対象車両に搭乗中の者
  - ③ 対象車両の所有者

（注）一時的に対象車両から離れていた場合でも、事故・故障の前後の状況から対象車両に搭乗していたとみなされる者も含まれます。
- (2) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、利用者には含みません。
  - ① 現在又は過去5年以内において、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当する場合
  - ② 利用者が法人である場合、反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること、反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること、又は役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (3) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は利用者には含みません。
  - ① 対象車両の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで対象車両に搭乗中の者
  - ② 業務として対象車両を受託している自動車取扱業者（注）

（注）自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその役員を含みます。
- (4) 本サービスの提供後、本サービスを利用した者が本条第1項の要件を満たさないこと、又は本条第2項若しくは第3項に該当することが判明した場合は、本サービス提供に要した費用は、すべて当該本サービスを利用した者の負担とします。

## 第5条（本サービス提供の対象期間）

- (1) 本サービスの対象期間は、当社でご購入いただいたお車をお乗り続けている期間中とします。また、第3条第2項に該当する車両については、自動車保険証券の有効期間中、本サービスの対象となるものとします。なお、有効期間が経過した後は、更新後の自動車保険証券(写)をもって当社へ改めて情報登録いただくことにより、更新後の有効期間中、本サービスを受けることができるものとします。
- (2) 本サービスの提供後に、本サービスの対象とならないことが判明した場合は、本サービス提供に要した費用は、すべて利用者の負担とします。

## 第6条（本サービスの提供を行わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、サービスの提供を行いません。
  - ① 対象車両による事故・故障ではない場合
  - ② 対象車両が神奈川県外で事故・故障が発生した場合（提携業者によるサービス提供は可能ですが、当社は当該サービスには関与せず、サービスの条件は提携事業者の定めるところによるものとし、利用者の自己責任で依頼するものとします）
  - ③ 対象車両が、有効な自動車検査の交付を受けていない場合
  - ④ 対象期間外に事故・故障が発生した場合
  - ⑤ 事故・故障現場が特定できない場合
  - ⑥ 緊急対処スタッフの生命身体に危険が生じるおそれがある場合
  - ⑦ 事故・故障現場が、次のいずれかの場合
    - ア. 第三者の承諾、同意または許可がなければ侵入できない場所
    - イ. 緊急対処スタッフの対応地域外
    - ウ. 山間部、海上、離島および該当車両の捜索が困難な場所
    - エ. 高速道路上（有料道路を含む）

※高速道路上は提携業者が対応しますが、当社は当該サービスには関与せず、サービスの条件は提携事業者の定めるところによるものとし、利用者の自己責任で依頼するものとします。
  - ⑧ 天災・大規模災害等の影響により緊急対処スタッフが事故・故障現場に到着できない場合等
  - ⑨ 法令で定められた運転資格を持たないで対象車両を運転している場合、酒気を帯びた状態（道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転の禁止）第1項の規定に違反している状態をいいます。）で対象車両を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）に規定する指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で対象車両を運転している場合
  - ⑩ 警察に届け出が必要な事故に関して、警察へ届け出を行わない場合
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた事故・故障に対しては、本サービスの提供を行いません。
  - ① 利用者の故意または重大な過失
  - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の

事変または暴動

- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故・故障
  - ⑤ 上記④に規定した以外の放射線照射、放射能汚染
  - ⑥ 上記②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故・故障またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故・故障
  - ⑦ 国または公共団体の公権力の行使
  - ⑧ 利用者による犯罪または法令違反（交通事故の直接の原因としての道路交通法違反の場合を除く。）
  - ⑨ 対象車両に、法令により禁止されている改造やメーカーの示す仕様と異なる改造、整備が加えられている場合
  - ⑩ 海岸、農地、河川敷等、通常の自動車の走行に不適な場所や、レース、ラリー等を目的とする場所で対象車両を使用した場合
  - ⑪ 故意にメーカーが発行するマニュアルや警告ラベルなどに示す使用限度を超えて使用した場合
- (3) (1) および (2) に該当する場合において、当社が既に本サービスを提供していた場合は、その費用を利用者に請求することができます。

#### 第7条（本サービスの終了）

- (1) 当社は、当社の都合により、本サービスを終了することができるものとします。この場合において、当社は利用者に対して終了予定日の3か月前までに通知を行うものとします。
- (2) 当社は、本サービスの終了によって利用者が生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第8条（本サービス利用時の注意事項）

- (1) 本サービスを利用する場合には、事故・故障現場より当社の事故・故障受付センターまたは当社の店舗に連絡することが必要です。事故・故障現場からの連絡がない場合、または、ご加入中の保険会社に連絡した場合は、本サービスの提供を行うことができません。
- (2) 本サービスは当社の提携業者を通じて提供する場合があります。なお提携業者が提供するサービスには有償となる場合があります、利用者は自らの費用と責任でこれを利用するものとします。
- (3) 本サービスは、当社の店舗間で連携のうえ提供します。なお、当社ご加入以外の自動車保険のお手続きやお問い合わせなどにお答えすることはできません。
- (4) 交通事情や気象状況等により、本サービスの提供ができない場合や、緊急対応スタッフの到着に時間を要する場合があります。本サービスが提供できなかったことまたは到着に時間を要したことで本サービスの利用者に何らかの損害が発生しても、当社は責任を負いません。
- (5) お申し出の情報がサービス利用時・利用後に虚偽ないし事実と異なることが判明し

た場合、サービス提供に要した費用は、全て利用者の負担となります。

- (6) 本サービスを利用しても、保険契約のノンフリート等級に影響はありません。
- (7) 対象車両に積載している貴重品、荷物については、利用者の責任で管理するものとします。紛失、破損などが生じた場合であっても、当社は一切その責任を負わないものとします。
- (8) 当社の事故・故障受付センターや当社の指示に従っていただくなどの協力をお願いします。正当な理由がなく協力いただけない場合には、やむを得ず本サービスの提供をお断りすることがあります。
- (9) 本サービスの内容につき、定めのない事項、理解・解釈に不明または疑義がある場合は、当社の解釈または定めるところに従っていただきます。

#### 第9条（個人情報の取扱い）

- (1) 利用者は、当社が本サービスの提供に必要な利用者の情報を当社に提供することに同意するものとします。
- (2) 利用者は、当社の事故・故障受付センターへ連絡した際、通話内容を記録、録音または保存されることに同意するものとします。
- (3) 当社が取得した個人情報は、当社の本サービス提供に関連する業務遂行上必要な範囲で利用することがあります。
- (4) 当社は、利用者から取得した個人情報を、自動車、保険、携帯電話、その他当社において取り扱う商品・サービス等、あるいは各種イベント・キャンペーン等の開催についてご案内するために利用することがあり、利用者はこれに同意するものとします。
- (5) その他、当社による利用者の個人情報の取扱いについては、当社ホームページに掲載する「プライバシーポリシー」によるものとします。

#### 第10条（準拠法および管轄裁判所）

- (1) 本規約は、日本国の法令に準拠します。
- (2) 本サービスに関連して紛争が生じた場合には、訴額に応じて横浜地方裁判所または横浜簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

2021年7月1日 制定

2022年2月4日 改訂

2023年9月1日 改訂